

各位

株式会社 宮崎銀行

「Bank Pay 取引規定」改定のお知らせ

2026年4月24日（金）から「Bank Pay 取引規定」を改定いたしますので
お知らせいたします。

なお、改定後の規定は、従前からお取引いただいているお客さまに対しても
適用させていただきます。

1. 改定する規定

Bank Pay 取引規定

2. 改定日

2026年4月24日（金）

3. 改定内容

日本電子決済推進機構の運営するスマホ決済サービス「BankPay」において、収納委託
方式を追加するため。

以上

<お問い合わせ先>
株式会社宮崎銀行
経営企画部デジタル戦略室
TEL：0985-28-5100
(平日 9：00～17：00)

「Bank Pay 取引規定」の新旧対照表

新	旧
<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。 ただし、BP 加盟店と BP 加盟店銀行その他の者との間の取り決めにより、売買取引債務に係る債権の譲渡が行われない場合は、第1号の行為のみがあったものとみなします。</p> <p>(4) 前項第2号の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>	<p>第1章 Bank Pay 取引</p> <p>4. (Bank Pay 取引契約等)</p> <p>(3) 前二項により Bank Pay 取引契約が成立したときは、その成立に先立って利用者によって次の行為がなされたものとみなします。</p> <p>(4) 前項の「抗弁を放棄する旨の意思表示」とは、利用者が売買取引に関して BP 加盟店またはその特定承継人に対して主張しうる、売買取引の無効・取消し・解除、売買取引債務の弁済による消滅・同時履行・相殺、売買取引の不存在、売買取引債務の金額の相違、目的物の品質不良・引渡し未了、その他売買取引債務の履行を拒絶する旨の一切の主張を放棄することを指します。</p>